

## 令和3年度安曇野市教育委員会9月定例会会議録

日 時：令和3年9月27日（月）午後2時

場 所：安曇野市役所3階「会議室301」

### <出席者>

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 唐木博夫、教育委員 須澤真広、

教育委員 横内理恵子、教育委員 二村美智子

事務局：教育部長 平林洋一、学校教育課長 沖雅彦、

生涯学習課長 深澤与志章、文化課長 山下泰永、

学校給食センター長 小笠原正明、教育指導室長 赤羽文恵

書記：学校教育課教育総務係長 矢花幸恵

傍聴者：報道機関 1名、傍聴人 2名

### ◎開 会

教育部長 定刻になりましたので、ただいまから安曇野市教育委員会令和3年9月定例会を開会いたします。

---

### ◎教育長あいさつ

教育部長 橋渡教育長からご挨拶をお願いします。

教育長 9月定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

稲の刈り取りが本格的に始まり、安曇野も秋たけなわの季節を迎えております。

さて、9月22日、市役所本庁舎で自衛消防訓練を行いました。4階から出火したとの想定で、避難誘導や避難経路の確認の後、職員は近代美術館前の広場に避難しました。私は、終わりに当たって次のような話をいたしました。「落ち着いて整然とした避難行動でした。しかしながら、報告の仕方はどうだったでしょうか。小中学校であれば、校庭に避難した後、直ちに学級担任が人数を確認し、報告する。そのときは、その場の全員が状況を瞬時に共有できるよう、校庭中に響くような大きな声で言うから、一層の緊張感が高まる。」いざ災害というときには、訓練以上のことはできないと言われることを念頭に、報告の重要性を再認

識するよう、指示をさせていただきました。

次に、県の高校再編に関する状況についてご報告いたします。

市長と私が構成員として参加しております旧第11通学区高等学校教育懇話会は、9月21日に第6回の会議がオンラインで行われました。普通科の適正規模について、都市部存立普通高校の現場から、最低でも1学年6学級、できれば8学級が必要だという声があり、この先の少子化の中でこの規模を維持していくためには、塩尻市の2校、安曇野市の1校と、現在は適正規模範囲にある松本市の4校についても統廃合の検討が必要である、専門高校においては、単独で存続させるべきだという意見と松本工業を含めた検討が必要であるという意見があり、次回11月2日には、意見要望書の原案が示されることになっています。

一方、安曇野市、池田町、安曇野市議会、池田町議会、3校同窓会は、9月24日に県庁へ赴き、長野県知事及び県教育長に対して旧第11通学区、12通学区における専門高校の単独存続を求める意見書を提出する要望活動を行いました。阿部知事は、「重要な課題として受け止める、単に人口減少だから統廃合するのではなく、希望ある未来のビジョンを示していく必要がある。後にあのときの改革はよかったと言われるように、これからの学びの県づくりに力を入れたい」と、応じました。また、原山県教育長は、「少子化、社会の変化は避けられない、子どもの視点に立って考えていきたい」と、述べました。この要望に対して、10月14日までに回答を求めています。

私は、本市小中学校の将来構想に関しても同様ですが、学校の再編問題については、少子化だから仕方がないという諦めではなく、希望や期待に満ちた教育を実現するために何ができるか、何が必要なかを議論することが大事だと思っております。

最後に、今月末まで秋の交通安全運動と、「交通事故0プロジェクト」が実施されております。今回、子どもたちへは、意思表示すること、この大切さを強く訴えることを重点としております。その評価や成果についても今後見ていきたいと思っております。私自身、車社会に身を置き、高齢者と呼ばれる仲間入りをしておりますので、身体機能や判断力の衰え、これは当然起こってくるものと自覚をし、最終的には他者への思いやり、これをしっかりと認識して毎日のハンドルを握りたいと、決意を新たにしているところでございます。

では、本日もご審議よろしくお願いたします。

---

#### ◎発議による非公開案件の決定について

教育長 それでは、本日の会議事項における公開、非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると規定されております。

本日の協議議案、または報告事項について、安曇野市情報公開条例第5条第1項第5号に規定されています実施機関並びに国、他の地方公共団体の内部又は相互における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、議案第6号 黒沢洞合自然公園整備検討委員会の設置について及び第5条第1項第2号、個人に関する情報で特定の個人が識別され、または識別され得るもので、個人情報保護に該当する案件として、報告第3号 令和3年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者について及び報告第4号 教育長報告の3件を非公開とするよう発議いたします。

このことに関して、委員から何かご発言はありますでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** ないようですので、議決に移ります。

それでは、さきに申しあげました議案1件、報告2件について、非公開とすることに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

**教育長** ありがとうございます。

3分の2以上の挙手がありましたので、本件は議決されました。

本日の会議において非公開とする案件は、議案第6号及び報告第3号、第4号とします。

会議の順番につきましては、議案第1号から5号、7号及び8号、報告第1号、2号まで、これを公開することといたします。以後、会議を非公開とし、議案第6号、報告第3号及び第4号を扱います。

なお、議案第7号に関わる申請書は、個人または法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

次に、会議録についてであります。事務局から8月定例会の会議録の校正確認をお願いしてまいります。発言の趣旨や字句などで修正すべきところがありましたら、事務局にお申し出いただきますようお願いいたします。

◎議案第1号 安曇野市教育委員会の所管に係る安曇野市個人情報保護条例施行規則の一部改正について

◎議案第2号 安曇野市教育委員会の所管に係る公文書の情報提供に関する要綱の一部改正について

◎議案第8号 安曇野市教育委員会の所管に係る安曇野市情報公開条例施行規則の一部改正について

**教育長** それでは、議案第1号 安曇野市教育委員会の所管に係る安曇野市個人情報保護条例施行規則の一部改正について、議案第2号 安曇野市教育委員会の所管に係る公文書の情報提供に関する要綱の一部改正について及び議案第8号 安曇野市教育委員会の所管に係る安曇野市情報公開条例施行規則の一部改正について一括して説明をお願いします。

**教育部長** 個別具体的な案件につきましては、各担当課長からご説明をさせますのでよろしくお願いたします。

**学校教育課長** 「安曇野市教育委員会の所管に係る安曇野市個人情報保護条例施行規則の一部改正について」「安曇野市教育委員会の所管に係る公文書の情報提供に関する要綱の一部改正について」「安曇野市教育委員会の所管に係る安曇野市情報公開条例施行規則の一部改正について」資料により説明。

**教育長** 議案第1号、2号及び8号について、ご質問、ご意見がございましたらお願いたします。

(発言する者なし)

**教育長** 特にありませんでしょうか。

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第1号 安曇野市教育委員会の所管に係る安曇野市個人情報保護条例施行規則の一部改正について、議案第2号 安曇野市教育委員会の所管に係る公文書の情報提供に関する要綱の一部改正について及び議案第8号 安曇野市教育委員会の所管に係る安曇野市情報公開条例施行規則の一部改正について、異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございます。議案第1号、2号及び8号については、承認されました。

---

◎議案第3号 安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について

◎議案第4号 安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則  
の制定について

◎議案第5号 安曇野市学校給食の実施に関する規則の制定について

教育長 続いて、議案第3号 安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について、説明をお願いします。

学校給食センター長 「安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について」「安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定について」「安曇野市学校給食の実施に関する規則の制定について」資料により説明。

教育長 ただいま関連性があるということで、議案第3号、第4号、第5号を一括して説明をしていただきました。

審議は一つずつ行いたいと思います。

では、まず、議案第3号について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第3号 安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について、異議なしということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第3号は承認されました。

次に、議案第4号について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 特にございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第4号 安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定については、異議なしでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第4号は承認されました。

では、最後の議案第5号について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

唐木委員 お願いいたします。

最初に、公会計化について今承認したわけですがけれども、公会計化のことが出てから4年ぐらいたったでしょうか。すごく非常にすっきりした形で公会計化に持って行っていただいたこと、本当にご苦労に感謝したいと思います。

第5号に関わってでありますけれども、学校給食について、先ほどセンター長のほうからページ43に関わって、これは一種の契約関係を結んでいくんだというお話がありました。契約関係ということで、またさらに令和4年の4月には、全在生からこの申出書を提出していただくという形になろうかというふうに思います。それで、契約ということになれば、これをどうやって保護者へ伝えていくか。例えば給食に関して、給食理念に基づく質の担保であるとか、それから給食要綱、実施要項ですか、それに伴ってアレルギー食を含めて細かな配慮をしていることとか、それから学校には給食指導という時間も、そういう教育内容もあるわけなんですけれども、そのことに関してどのように理解を深めていくのかということについて、少し補足していただけたらなど。例えば、今現在学校給食はとても厳しい状況にあるわけですね。黙食をさせるとか、いわゆる食を摂るということとは少し遠いような状況が学校で行われているのではないかとこのことを危惧しているわけなんですけれども、そういう食ということに対してどんなふうな姿勢を公会計化によってさらに求めていくのかというあたりを、どんな方法を取っていくのか、法制にかけていくのかということについて、または学校職員の理解を得ていくかということについて、補足をしていただければと思います。

**学校給食センター長** まず、この公会計に係るお知らせなんですけれども、この申出書についてもまた頂きますということは、一度、まず最初に公会計になるということで、どんなことが変わってどんなことが今までどおり同じですよというふうなお知らせを、夏休み前に一度出してございます。そして、これから12月議会でこの条例が承認していただければ、その後この申出書とか口座振替の用紙を保護者の方にお配りするんですけれども、そのときに分かりやすいパンフレット等も一緒に保護者の方にお配りしまして、それによってご理解をいただけるように努力したいと思います。基本的には、今までやっていたものをなるべく変えないような形で、スムーズに移行をさせていきたいというふうに考えています。

すみません、それから、食育とか地産地消の関係を、今農政課とかJAさんとかその他のところでもちょっとお話をさせていただいていますので、そのような状況、どこまで今そのようなものが進んでいるかというのもその中に書かせていただければ、非常に理解が深まるのではないかとこのように考えていますので、そのようなことも盛り込ませていただきたいと思います。

**唐木委員** お願いいたします。

丁寧な対応をしていただけるということで、安心をいたしました。給食に関して、今市民の間でもいろんな関心が高まっている時期ではないかというふうに思っております。公会計

化ということの一つのいい機会というふうに捉えて、給食がよりいい給食が提供されるように、そして児童・生徒にとって食育とか楽しい食の時間につながるとか、先日、私は大変印象に残っている言葉が、横内委員のほうから、伝統食というのとか、それから給食というのは、大人になって思い出せるようなそんなものでなくちゃいけないんだよというお話をいただいて、大変感銘を受けたわけなんですけれども、是非給食の質の向上、それから今後につながるようないい機会に努力していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

**教育長** ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

**須澤委員** 須澤でございます。

資料1の第3条なんですけれども、それぞれ定める届を提出するものとするということですが、これは予定した給食が減った場合は届を出すということですが、例えば学級閉鎖になったようなとき、これはその学級の保護者からまた改めて出してもらおうという意味ですか。それとも、学校が代表して出すということでしょうか。

**学校給食センター長** 今ご指摘いただきました件につきましては、全て学校のほうから提出をしていただくということでございます。ですので、最初の提供に係る申出書とか、例えばアレルギーが出てきたのでちょっと給食はやめますとか、アレルギーがなくなったので給食は再開してくださいというような、第1号と第2号のものについては保護者の方から頂きますけれども、学校の行事とか、あと長期のお休みで学校で把握できるもの、あるいは転入転出につきましては、学校のほうから届出をしていただくということです。

**教育長** よろしいですかね。

**須澤委員** はい。分かりました。

続けて、今の3の給食担当者はというこの担当者というのは、学校の校務分掌で担当した人だと思うんですが、この担当者はこの部分でかなり事務量が出てくるということで、細心の注意をもってやっていかなきゃいけないなというふうに思ったところでございます。

**学校給食センター長** 今のお話でございますけれども、実際、今もこの学校の給食担当者という方がおまして、これは学校の先生がやっている場合と事務の先生がやっている場合、学校によっていろいろ違うのでございますけれども、この第3号の様式、それから第4号の様式、それから第5号の様式、これにつきましては、今やり取りしている様式をベースに作ってございますので、事務量としては今と変わらないということでございます。

**教育長** よろしいですかね。

**須澤委員** はい。

**教育長** 他にご質問、ご意見。

**横内委員** お願いします。

徴収業務が学校から市に移るということで、学校に関わる費用という保護者の認識がちょっと薄まる面もあろうかなと思いますけれども、未納のうちへの働きかけは今後どうなるのかお聞きしたいと思います。現在は文書であったり、連絡が行ったり、センター長の以前のお話によると、懇談会で保護者が来校するときにセンターの職員が赴いて直接会って促すとお聞きしたりしましたが、公会計後はこの任務を市教委が担うのでしょうか。学校の関与は薄れて収納率が低下するといった心配はないのでしょうか。お願いします。

**学校給食センター長** やはり収納率が低下するというのは非常に懸念されることございまして、その一つの解決策として、先ほどちょっとお話ししました滞納した場合には児童手当から徴収をするという申出書を皆さんから頂くということで、収納率をまず一つ上げたいというふうに考えております。それは、今まではそのたびそのたびに頂いておまして、そのたびに出す出さない、出さなかった場合は頂けないというような形でございましたので、それを承諾いただくというような形で、9年間分のを頂きたいということで、それによって収納率をまず上げたいと思います。

あと、それから、市の今度は債権になりますので、今まではセンター長名での請求でございましたけれども、今度は市長名での請求ということになります。ですので、滞納整理も今もやっておるんですけれども、振替をして再振替をして、さらに児童手当から頂いて、それでも駄目な場合には督促とか催告書というふうな形になっていきます。そして、今後はやはり学校ともちょっと協力はしていただかなくてはいけないんですけれども、懇談会があればちょっとそのときに一緒に同席させていただいて、給食費のお話もさせていただきたいと思っております。

そして、さらに今回公会計になりますときに、最終的にはあまりにもひどい滞納になりますと、裁判所のほうに許可を得て滞納処分をすることもできますので、そこまでやるかどうかは別としまして、そのような形を取っていけることになりますので、収納率は今よりも上がるというふうに考えております。

**横内委員** ありがとうございます。続けてお願いします。

**教育長** はい、どうぞ。



**横内委員** 保護者の名前で市長宛てに提出する申請書が、全て印鑑をつくようになっていたが、これはこの頃の世の中の流れでどうなんだろうと思って見させていただきましたが、検討はありましたでしょうか。

**学校給食センター長** 印鑑につきまして検討いたしました。今の流れとしまして印鑑を押さない方向に行っているのですが、まだ全部なくなっていないということで、申出書の変更につきましては、いずれはこの印鑑というものは必要ないというふうに判断をしているのかなとは思いますが、現時点では印鑑は必要かなということで、今回の規則の中では印鑑をとということで、捺印ということで考えております。

**学校教育課長** ただいまの関係ですが、そこは私債権という形で、水道料金等と同じような扱いというふうになります。説明をセンター長のほうでした関係で、やはり契約行為という、契約書というわけではないんですが、当事者間の合意を得るという意味合いもこの申出書にはございますので、やはり契約行為ということになると判こが必要ではないかという見解も強くありますので、先ほどのセンター長の見解と併せてまた検討してまいりたいと思います。

**横内委員** そうしましたら、運用する中で改善を図られていくということですね。

**学校給食センター長** 今回ご提示させていただきましたのは、教育委員会で一番最初に議論をしていただいてということで、この議論の後に、この条例規則の内容がいいかどうかというのは、市の法規審査委員会というところでまたしっかり見ていただくような形になります。そこで議論をさせていただきますので、またその後どのような形になるかということで、またその後の決まったものを皆様にご報告したいと思います。

**教育長** ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

**二村委員** お願いします。

以前から検討が進んでいた公会計化が来年度からということで、このように条例の整備が進んで、保護者への周知に入る、もう入っているわけですが、これからまた具体的な周知に入るわけですが、簡易スケジュール的なことは、もう一枚の公会計化のスケジュール、このとおりということでしょうか。

**学校給食センター長** すみません、これにつきましては、また後ほど説明したいと思いましたが、今いいですか。

すみません、では、これも一緒にご説明したいと思いますので、皆様のお手元にお配りしました令和3年度学校給食費会計公会計化スケジュールという、1枚物の紙を見ていただき

たいと思います。

これは9月以降の大まかな事務スケジュールということでございます。現在行っているのは、まず、8月から10月なんですけれども、給食費の管理システムの要件定義の検討と確定ということで、どのような給食費の管理をシステムでどのようにしていくのか、どのような様式を使っていくのかというのを、市とシステムの提供団体とも打合せを行っております。参加者は、システムの提供団体のほうが3団体、そして市のほうでは前給食センター長、前給食センターの事務員が参加しております。それから、必要に応じて情報政策の職員、それから会計の職員等々参加していただきまして、どのような形でやっていくかというのを打合せしております。

10月から12月でございますけれども、この様式とか文言、様式の構成確認ということで、これは市とシステム提供団体と確認の予定です。

それから、10月の下旬になりまして、給食費の管理システム、クラウドサーバーをセットアップということで、サーバーをセットアップします。これはシステムの提供団体のほうに置いてありまして、私たちの方には入りません。そちらのほうで、システムの提供団体のほうで管理するものでございます。

それから、12月でございますけれども、12月の議会において条例規則を制定するというところでございます。

それから、学校給食費事務の手引ということで、これを12月中に配付予定ということで、前回、8月の終わりになんですけれども、私どもと、それから学校事務職員の方との打合せ会議がありまして、このときに、今後どのような形で事務を進めていくのか事務の手引みたいなものを作って、それをお互いにやり取りしながら、どのような形でスムーズに公会計にしていくのかという打合せをしておりまして、それを12月中にはある程度完成して、学校事務職員の方にも周知をしたいと思います。

それから、12月下旬から1月下旬にかけて、先ほどの学校給食の提供に係る申出書、それから児童手当特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する申出書、これは先ほどの小学校1年から中学3年までの間、在籍している間はもし滞納があった場合には児童手当から徴収してもよろしいですよという申出書を頂くという、用紙ですけれども、これ、それから、学校給食費口座振替依頼書を配付して回収するという予定でございます。

まず、学校を通じて回収するものは、現在在学している小学校1年生から中学2年生の保護者の方に、学校を通じて配付と回収をお願いいたします。それから、学校を通じて、今県

費の先生は口座振替になっておりません。今までが給料からお金を天引きして、学校事務の方が学校給食費の口座のほうに振り込んでいただいていたんですけれども、そういう手間を省くということで、県費の先生も他の児童・生徒、それから市費の先生と同じように、口座振替によつての給食費の納付というふうになっていくように考えております。これについても配付と回収をするということになります。

また、新1年生については、市内の認定こども園とか幼稚園に通っている子どもさんの保護者については、そこを通じて保護者に配付と回収をするということでございます。

また、新1年生で市内に通っている方につきましては、郵送によって保護者へ配付し、郵送により回収をするというふうに考えています。

そして、1月下旬ですけれども、給食費の管理システムのクライアントセットアップということで、これは各センターで使えるシステムを配備するというので、現在5台を想定しております。4センターありますので各センターに1台ずつ、そして公会計の口座振替等の管理を中心に行う中部学校給食センターに2台、こちらを置くようなことで考えております。

それから、1月から3月にかけてですが、学校給食費口座振替データの整備と確認ということで、3か月かけてこれを行いたいと思います。

そして、3月ですけれども、先ほど学校給食費事務の手引と、それから給食費管理システムの説明会を、3月上旬にあります学校事務職員さんへの説明会、これを3月上旬に実施して、移行していきたいというふうに考えております。

大まかなスケジュールでございますけれども、このような形で移行していきたいと思しますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

**二村委員** 説明ありがとうございました。

遅延損害金というのは、納付期限の翌日から納付の日までの期間の納付ということで、詳しく具体的に数字が載っているんですけれども、先ほどの私債権ですよね、これが市長と保護者と契約を結んだという説明だったと思うんですけれども、この同意をすることに

保護者の方がもしもいらした場合は、その方への利用をするというか、合意をしていただくための担当は、学校ですか、市ですか。どこが担当することになるんでしょうか。

**学校給食センター長** 市のほうで中心に行うのは中部学校給食センターかと思うんですけれども、場合によっては各担当の給食センターがありますので、そちらのほうとも協力しながらお話をしていきたいと思っております。

**二村委員** ありがとうございました。

教育長 全体を通して何かございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第5号 安曇野市学校給食の実施に関する規則の制定については、異議なしでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第5号は承認をいただきました。

それでは、ここで10分ほど休憩を取りたいと思います。

(休憩)

教育長 それでは、再開させていただきます。

---

### ◎議案第7号 共催・後援依頼について

教育長 では、次に、議案第7号の共催・後援依頼を議題といたします。

まず、生涯学習課関連の依頼について、説明をお願いします。

生涯学習課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 ただいま生涯学習課から1件の取下げということで、2件の依頼について説明がございました。

ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

唐木委員 お願いいたします。

32番ですが、中止ということで、またこれは理由が分かたら教えてほしいということなんですけど、70回の駅伝大会が、従来教育委員会の後援を求められたことはなかったということですね。今回なぜ後援を教育委員会に求めたのかというのが、ちょっと趣旨がよく分からなくて、結果的になくなったから問題はないわけなんですけれども、もし分かれば、参考、参考にもならないんですが、教えていただければなというふうに。

生涯学習課長 本日令和3年9月24日付で、第70回記念長野県縦断駅伝競走中止のお知らせという資料をお配りさせていただきました。私も、具体的に今回後援を依頼されたという本来の趣旨につきましても、なぜ今回かということにつきましても詳細は存じ上げておりませんが、ただ、信濃毎日新聞社が今回70回という記念すべき大会ということで、非常に力を入れていたということはお聞きしております。やはり70回ということで、非常に実施に向けて取り組んでいらっしゃるというふうにお聞きしておりますが、やはりこのようなコロナ禍の中、なかなか選手の方々にご負担をおかけするリスクが高いということで、やむなく中止と

いうふうに、これもまたお聞きしたことでございますけれども、そういう決断をされたというふうにお聞きしております。

**唐木委員** ありがとうございます。

**教育長** いいですかね。他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** それでは、生涯学習課関連の後援依頼2件については、異議なしでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございます。2件は承認いただきました。

続いて、文化課関連の依頼について説明をお願いします。

**文化課長** 「共催・後援依頼について」資料により説明。

**教育長** 文化課の後援1件の依頼について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

**教育長** 特にございませんか。

(「はい」の声あり)

**教育長** それでは、異議なしということで、文化課関連の後援依頼の件は承認いただきました。

---

#### ◎報告第1号 後援依頼の教育長専決分の報告について

**教育長** 続いて、報告事項に移りたいと思います。

この報告事項につきましては、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則に基づき、私が専決処分等を行った事柄につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定により、ご報告させていただくものでございます。

では、報告第1号 後援依頼の教育長専決処分の報告について、まず、学校教育課関連の説明をお願いいたします。

**学校教育課長** 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

**教育長** では、続いて、生涯学習課関連の後援依頼について説明をお願いします。

**生涯学習課長** 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

**教育長** では、引き続き、文化課関連の後援依頼について説明をお願いします。

**文化課長** 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 では、報告第4号について、ご質問、ご意見を願います。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この件につきましては異議なしということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

(「すみません」の声あり)

教育長 はい、どうぞ。

文化課長 100ページ、文化課からなんですけれども、こちらのほうは延期になったものでございます。以前後援申請をいただいて後援をさせていただいているものなんです、梯さんのピアノコンチェルト in 北アルプスというコンサートでございます。当初は9月4日の日に開催する予定でしたが、延期ということになります。ご報告させていただきます。

教育長 では、ただいまの補足を含めまして、この件につきましては異議なしということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 報告第1号 後援依頼の教育長専決分の報告については了承いただきました。

---

### ◎報告第2号 教育部の各課報告

教育長 続いて、教育部の各課報告に移ります。

学校教育課から報告をお願いします。

学校教育課長 「教育部の各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 学校教育課からの報告について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、学校教育課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 では、続いて、生涯学習課から報告をお願いします。

生涯学習課長 「教育部の各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 生涯学習課からの報告について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、生涯学習課の報告については、よろしいでしょうか。

(「すみません、一ついいですか」の声あり)

教育長 どうぞ、二村委員。

二村委員 すみません、103ページの生涯学習課の成人式のところなんですけれども、10月の初旬に令和3年成人式案内状発送ということですが、内容としては変更なしでということでしょうか、以前のものど。

生涯学習課長 以前教育委員会でお示した内容で、今回変更なく、今のところは実施する予定で発送準備を進めております。

二村委員 委員の二村です。

9月の議会のところで、部長のほうから10月の上旬には判断をしなくてはいけない時期が来るであろうという多分答弁をされたと思うんですけれども、これも含めて10月の初旬に発送ということでしょうか。

教育部長 令和3年成人式を11月21日にやるやらないについては、遅くとも10月いっぱい中には判断をさせていただきたいというふうに思います。今の段階では中止ないし延期はないということで、発送は近々させていただきたいと思います。

二村委員 ありがとうございます。

教育長 それでは、生涯学習課の報告については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 最後、文化課から報告をお願いいたします。

文化課長 「教育部の各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 文化課からの報告について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、文化課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。以上で、教育部各課からの報告につきましては、異議なしということでご了承をいただきました。

以降の議題につきましては非公開といたします。

(以後、非公開)

---

◎議案第6号 黒沢洞合自然公園整備検討委員会の設置について

◎報告第3号 令和3年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者について

◎報告第4号 教育長報告

---

(以下、公開)

◎その他

**教育長** では、最後にその他の事項を取り扱います。

委員の皆様、また事務局から何かございましたら、お願いいたします。

(発言する者なし)

**教育長** ないようでございますので、以上で、本日の定例会に付議させていただいた案件は終了いたしました。

委員各位には、ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

---

◎閉 会

**教育部長** 以上をもちまして、令和3年9月定例会を閉会といたします。

大変お疲れ様でございました。